

総務経済常任委員会会議記録（概要）

平成31年3月1日（金）

開 会（午前9時0分）

【議 事】

○議案第1号「平成30年度所沢市一般会計補正予算（第10号）」

当委員会所管部分（議会事務局所管部分）

【補足説明】 な し

【質 疑】

城下委員

この予算は条例に関連するものか。

梅崎議会事務局
参事

今回提案されております議案第8号に関連するものです。

【議案第1号 議会事務局所管部分 質疑終結】

【意見・採決保留】

休 憩（午前9時1分）

（説明員交代）

再 開（午前9時2分）

○議案第1号「平成30年度所沢市一般会計補正予算（第10号）」当委員会所管部分（産業経済部、農業委員会事務局所管部分）

【補足説明】なし

【質 疑】

城下委員

経営開始資金補助金について、2人が超過したとのことだが、超過となる所得の基準は幾らか。

三枝農業振興
課長

前年の総所得金額が350万円あった場合は支給がなくなるというのが1点と、前年の所得が100万円から350万円未満の場合は350万円から前年の総所得金額を除いた額に3/5を乗じて得た額が給付となります。今回は1人が407万94円あり、前年の交付金額約31万円を除いて350万円以上で交付金額が0円、もう1人は260万1,142円から前年の交付金額75万円を引いて約185万円で、前年所得が100万円以上あったということなので、350万円から交付金額算定基準である前年所得の185万1,142円を引いた額に3/5を乗じて98万9,314円の支給となりました。

この2人については、それなりの収入を得られたということで減額となったものであり、頑張っていたいただき喜ばしいものです。

杉田委員

被災農業者向け経営体育成支援事業について、対象事業ごとの人数を伺いたい。

三枝農業振興課長 再建が18棟、修繕が29棟、撤去が4棟ありましたが、再建が12人、修繕が13人、撤去が4人で、重複して対象となる方がおりますので、合計は22人となります。

城下委員 対象が22人ということだが、被害があっても対象にならなかった方もいたのか。

三枝農業振興課長 対象とはなるものの、補助を受けずに自力で直した方もいらっしゃいます。

城下委員 それは何人ぐらいか。

三枝農業振興課長 市内全体の被災した農業者数は38人で被災施設は83棟でした。そのうち、農業用ハウスが74棟、そのほかに茶工場、鶏舎、乾燥施設等がありました。

城下委員 申請する前に自分で直すことにしたのか、対象にならなかったために自分で直さざるを得なかったのか。

三枝農業振興 申請する前に再建した場合も対象になっております。また、自力で直さ

課長	れた方は、対象にならなかったのではなく、制度を使わなくてもよいという うことで直された方もいらっしゃいます。
杉田委員	保険をかけていた場合は併用できるのか。
三枝農業振興 課長	民間保険の場合は全額支給ですが、国の保険の場合は全額支給とはなら ず、差し引いた額が対象となります。
末吉委員	補助率について、再建と修繕に関しては市が3/10以内、国も3/1 0以内とあるが、歳入と歳出を見ると県の支出金が605万円、総額1, 207万円、この関係を伺いたい。
三枝農業振興 課長	支払いの方法として、撤去に関して国が3/10、県が1.5/10、 市が1.5/10となっております。再建、修繕に関しては、国が3/1 0、県は負担がなく、国の補助金を使う場合には銀行から融資を受けたり、 市のほうで負担をなささいということですので、市で3/10を負担し撤 去と同様に6/10としております。国の分も県を通じて入ってきます。
末吉委員	市の補助率が3/10と書いてあるので、そこを伺いたい。
三枝農業振興	補助率に関して、耐用年数や償却によって変わってきますので、全て3

課長 / 10の満額というわけではありません。そのため、多少の差が生じ、金額が変わってきます。

市川産業経済部次長 率で申し上げますと、国で3/10で県が1.5/10であるのに、あたかも市がほぼ半分の負担ではないかという御指摘かと思いますが、メニューの中で県の負担がある撤去については額が小さく、具体的な金額で申し上げますと、全体の費用の中の県の補助分は2万円です。ですから、歳出に占める歳入の割合を見るとあたかも市が半分出しているかのように映るという事情があります。

杉田委員 再建、修繕、撤去について、対象事業費の6/10以内が支給されるということでしょうか。例えば国から支給されてたら市からは支給されない、ということではなく、両方支給されるのか。

三枝農業振興課長 そのとおりです。

【議案第1号 産業経済部、農業委員会事務局所管部分 質疑終結】

【意見・採決保留】

休 憩（午前9時16分）

（説明員交代）

再 開（午前9時17分）

○議案第1号「平成30年度所沢市一般会計補正予算（第10号）」

当委員会所管部分（経営企画部所管部分）

【補足説明】なし

【質 疑】なし

【議案第1号 経営企画部所管部分 質疑終結】

【意見・採決保留】

休 憩（午前9時19分）

（説明員交代）

再 開（午前9時20分）

○議案第7号「所沢市一般職の任期付職員の採用等に関する条例等の一部を改正する条例制定について」

【補足説明】 な し

【質 疑】

城下委員

人事院勧告に基づいての改正については、今まで12月定例会に提案されていたかと思うが、今回は年を越した理由を伺いたい。

高橋職員課長

人事院勧告は8月10日に出ましたが、地方公務員の給与の取り扱いにつきましては、国家公務員の取り扱いに準じて行うということがあります。国家公務員の給与については、国の給与法の改正になりますが、成立が11月30日でした。その時期を踏まえて考えますと、12月定例会に議案を提案することは難しい状況でしたので、3月定例会に提案させていただいたところです。

【質疑終結】

【意 見】 な し

【採 決】

議案第7号については、全会一致、原案のとおり可決すべきものと決する。

○議案第8号「所沢市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例及び所沢市常勤の特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例制定について」

【補足説明】 な し

【質 疑】

城下委員

昨日の議案質疑の中で、上げないと判断した自治体があったようだが、再度確認をしたい。

高橋職員課長

改定を行わない埼玉県下の団体については、狭山市、川口市、朝霞市、三郷市の4市です。そのうち、狭山市、川口市、朝霞市については、現下の社会経済状況に鑑みまして支給月数を引き上げる状況ではないと聞いています。三郷市については、平成30年度に引き上げを実施したばかりであるということから、引き上げはしないと聞いています。

城下委員

3市については特別職を上げて、議員のみ上げなかったという理解でよいか。

加藤総務部長

8号については、議員報酬の部分と特別職の給与の関係がありまして、議員に対する報酬の改定で申し上げますと、今申し上げました4市、川口市、狭山市、朝霞市、三郷市が改定を行わないということですが、常勤の特別職については、その4市のうち朝霞市、三郷市が改定をしてい

るということです。

城下委員

そうすると、朝霞市と三郷市は常勤の特別職は上げたけれども、4市については議会の方は上げなかったという理解でよいか。

加藤総務部長

そのとおりです。

末吉委員

議員については、4市全体で上げていないということで、例えば、私が反対をして、自分だけ上げ幅をもらわないというやり方はできるのか。

加藤総務部長

条例に基づいての支給となりますので、個々のそういった調整というのは難しいと捉えています。

【質疑終結】

【意見】

城下委員

議案第8号所沢市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例及び所沢市常勤の特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例制定について、質疑の中でも明らかになりましたように、県内でも4市の自治体が議会の方で引き上げということはしていないということで、現下の社会経済状況を鑑みて、引き上げるべきではないという立場ですので、反対とさせていただきたいと思います。

【意見終結】

【採 決】

議案第8号については、挙手多数により、原案のとおり可決すべきものと決する。

○議案第1号「平成30年度所沢市一般会計補正予算（第10号）」当委員会所管部分（危機管理課所管部分を除く総務部所管部分、選挙管理委員会事務局分）

【補足説明】なし

【質疑】なし

【意見・採決保留】

休憩（午前9時28分）

（説明員交代）

再開（午前9時30分）

○議案第1号「平成30年度所沢市一般会計補正予算（第10号）」当委員会所管部分（危機管理課所管部分）

【補足説明】なし

【質 疑】

末吉委員

台風21号災害被災者支援事業だが、これまでも自然災害で避難生活された事例はあったのかということと、これまでこのような支援事業があったのかどうかお伺いしたい。

小林危機管理
課長

今までは特に事例はありません。

末吉委員

川沿いで家屋があつて避難生活を行った方がいらしたと思うが、その時とどこが違うのか。

須田総務部危
機管理監

平成28年8月の台風9号だったかと思いますが、あの時点では1軒家屋が傾いたということで、避難生活といえますか、荒幡会館の方に避難をしていただいた後に、あづま荘へ避難といった形になります。一時的にそちらの方へ避難ということになりましたけれども、あとは、その住宅を建てた業者からの好意があつてそちらに避難されたとか、親戚の家に避難されたというのが2軒ありましたけれども、その後の工事が、河川改修と

ということで、県の担当となりましたので、市からの費用負担はありませんでした。

末吉委員

県の方からそういった同様の支援事業はあったのか。

須田総務部危

河川改修の費用としてありますので、支援事業という形での費用という

機管理監

のはなかったと記憶しております。

末吉委員

あの時は家財を持ち出す暇もなく、避難生活も長かったと記憶している。伺いたいのは、どこが違うのか。自然災害によって避難生活をされ、ということで、どこが違うのかわからない。

須田総務部危

どこが違うというと、対象となっていたものは災害として被害はあった

機管理監

のですが、この対応というのが、県のいわゆる河川改修という形になりましたので、移転の費用等全ての費用について、県が対応することとなりましたので、市がそれに対して対応するという事はなかったということです。

城下委員

柳瀬川の崩落については、県の方できちんと費用含めて対応されたと思う。それが今回との違いだという理解でよろしいか。

須田総務部危

そのとおりです。

機管理監

村上委員

こういった生活再建支援については、所沢の社協でやっているのもそうだが、基本的には住宅の全壊、住宅の半壊というのが基礎となっていて、それが無い場合というのは、こういった見舞金とか支援金というのは出ないケースが多いと思う。そのあたりの考え方、概念を伺いたい。

須田総務部危

機管理監

制度上で、こちらで被害認定の制度というものを把握しているところではないのですが、基本的に家屋の傾きなどの損壊状況が、今の被害認定の中心となっているというところでは、平成30年の3月には、宅地の認定の改正がありましたが、全壊というような判断にならないと、埼玉県被災者安心支援制度には該当しないというものでした。このようなことがこの制度の概念と申しますか、考え方になります。

村上委員

住宅の全壊、半壊というものを伴わないと、ほぼ出ないと。例えば、大雨が降って床上浸水したというときも、住宅の場合は見舞金が出るけれども、店舗の場合は出ないとか、結局お金の出所が違うということだと思う。今回の議案については、建物が全壊も半壊もしていないということで、基本的な制度としてはどこの見舞金や支援金を見ても、対象にならないのだと思う。今回、だから埼玉県生活再建支援の要綱をもとに、金額を見た

というのだが、今言った、建物の全壊、半壊に至らなくても、ここでいうと火砕流云々というものがあるけれども、おそらく、このあたりのところを適用というか、判断をしたというところかと思う。ただ、今回は火砕流でもないし、この支援の要綱にも当てはまらない。どのあたりのところで、運用上当てはまる、抛りどころになるだろうと考えたのか、市の考え方を教えていただきたい。

小林危機管理
課長

今回の件に関しては、県の制度で規定している建物全壊、半壊には至らないもので、県の制度には該当しませんでした。現場の状況からして、建物の損壊はないものの、前面の道路の崩落によりまして、ライフラインが断絶されたことにより、住むことができなくなったというところに、重点をおきまして、損壊はないものの、住めないという状況を鑑み、大規模半壊というような判断をさせていただいたところです。

村上委員

結局、全壊、半壊には至らないけれども、事実上、1年以上に渡って使えないということをもって、半壊、全壊として、市としてみなしていこうという、そういった考えで適用したというか、今回の支援金について検討したということでしょうか。

須田総務部危
機管理監

今御指摘いただいたとおりのことと、先ほど、火砕流で避難というお話もあったと思いますが、県の要綱でも長期避難というのが1つの対象の要

綱ですけれども、長期避難の対象となるものが火砕流であるとか、原発の事故が前提となるものですが、埼玉県ではなかなかそういった事例というのは考えにくいといったこともありますので、市としては長期避難というものにも、該当してくるだろうと考えたところです。現在でも避難は1年半ぐらいになってしまっているというところもありますので、先ほどの大規模半壊、全壊というところにあわせて、避難も長期にわたっているというところも含め、総合的に勘案して今回の埼玉県の要綱に準ずる被害であったということで、埼玉県では認めていただけませんでした。市の単独で支援をさせていただきたいということで、今回計上させていただいたものです。

村上委員

県には申請をしたのか。申請をした上で、これはこういう要件に当てはまらないからということで却下されたのか、あるいは、交渉の中で、要綱の中の運用の部分で何とかならないかというような、そういったやり取りがあったのかどうか伺いたい。

須田総務部危機管理監

平成29年11月に埼玉県の担当者に視察に来ていただいて、現場を見ていただきました。その中で、現場を見ていただいて、さらに市の方としても、被害認定は一部損壊に満たないというものでしたが、こういう状況なので、大規模半壊や全壊に満たないのかというところもあり口頭で申し上げました。文書では出しておりませんが、県としては大規模半壊、

全壊であれば申請を出していただきたいけれども、それに満たないので、申請自体も無理です、と口頭ではありましたが、いただいたところです。さらに、長期にわたるといのがその時点ではまだわからなかったものですから、しばらくしてから、最近もう1度、長期の避難に該当するかという事で再確認をさせていただいたのですが、残念ながら、それにも該当しないということでした。

村上委員

門前払いということか。

須田総務部危

そもそもの要綱に当てはまらないということでした。

機管理監

城下委員

私たちも会派で現地を見に行ったり、総務経済常任委員会としても現状を把握ということで現地に行ったが、今おっしゃるように、確かに、県に制度はあるが、この間の大雨の災害を受けても、なかなか実態に即するような支援制度になっていないということで、地方から改善、充実を求めていくというのが大事だと思う。そういう意味では、今回のこの提案ということでは、1年半という長期にわたっている、ライフラインが使えないということは日常生活ができないということなので、そういったところで提案されてきたというふうに私も理解している。前例はなかったと言っているが、新しい仕組みづくりの一端として捉えてはいるが、議場でも今後、こ

の制度の環境整備も検討していきたいと言っていたと思うが、そのあたりを確認したい。

須田総務部危
機管理監

環境整備と言いますか、災害が各地でも頻発しておりますので、要綱とかそういったものについては、慎重に検討していかなければいけないと思っております。要綱整備となれば、基準づくりも大変になります。例えば、裏づけとなる財源をどうするかという議論も必要になるかと思っておりますので、そういった部分については、慎重に進めていきたいと考えております。

末吉委員

前例がないということであれば、これが前例になるということなので、私たちとしては慎重に審議をしなければいけないと思う。決裁はいつだったのか。

小林危機管理
課長

趣旨決裁としては、平成30年11月12日に決裁を上げております。のちに、議会に提出するに当たり支給額を決定してよいか、という決裁については、平成31年2月4日に上げております。

末吉委員

決裁の写しの提出を求めたい。

村上委員

必要であれば、資料請求でできたことではないかと思うので、特に必要はないのではないかと。

休 憩 (午前9時45分)

再 開 (午前9時52分)

末吉委員

昨日の議案質疑を聞いて、決裁を見たいと会派の意見があったため提案したが、一致をみられないので、その点については取り下げる。

昨日の議案質疑の中で、弁護士意見というのがあった。何を聞いたのか、どういう返答だったのか、お示しいただきたい。

須田総務部危

機管理監

その内容について資料を持ってきておりませんが、内容としては、今回、こういった制度がない中で支給をすることに対するの正当性といったそういうものを確認させていただきました。支払いの根拠ということで、要綱あるいは決裁というところでどうか、ということも含めまして、御相談させていただきました。また、実害の部分というところでは、損失補償という考え方により、こういった点を補償まで見込めることができるか、といった点についても御相談させていただいたところです。

末吉委員

私たちが今、ここで審査しているそのもので、この支出をする根拠と正当性について、どのような返事があったのか伺いたい。

須田総務部危

今回の見舞金の正当性という御質疑かと思えます。先ほどから御議論い

機管理監

ただいているような、埼玉県・市町村被災者安心支援制度には該当していませんが、それに準ずる被害であるというようなところを、弁護士にも相談させていただきました。そのように市として、判断するというのであれば、それはそれで問題はないだろう、というような御助言をいただいたところです。

末吉委員

これから先、台風や雪や川などで同様の災害が起こってくる可能性はないとは言えないということ言えば、今後もこういった従来の制度の中では該当しないけれども、それに準ずるものについては、支給をしていくという市の方向性であるという前例になると思う。準ずるものというのが何なのかということ、今後の中で少し議論しなくてよいのか、というのが、この間、昨日の議案質疑でもそうであるし、今の答弁の中でもそのことが明確にするべきではないかということ言われているのではないかと思います。そのことについての考え方を伺いたい。

小林危機管理
課長

御指摘のとおり、今回の支給が前例になることは考えられ、同じような災害がないとは言えませんが、市としては、今回の災害については、かなり稀なものであるというふうに考えております。建物の損壊がない中で生活ができない状況というのは、なかなか考えづらいのかなというふうには考えておりますが、いずれにしても、今後、要綱、規則というところで、制定するべきかどうかというのは、これから議論をしていくところで検討

してまいりたいと考えております。

須田総務部危
機管理監

補足をさせていただきます。昨日も議案質疑の中で御答弁申し上げたところもありますが、今回の災害は被害が市の構造物という道路ですとか、擁壁が崩壊したことによって災害が起こってしまったということで、特殊な災害であると認識しているところです。また、これからも災害が頻発するようなこともあるかと思いますが、そのときには、昨日も申し上げたところですが、国の被災者生活再建支援制度や、埼玉県・市町村被災者安心支援制度、こういったものを照らし合わせまして、基本的には今後、現行の制度を適用していくことを基本としては考えておりますけれども、今後、発生するものについては、今回の事例等も参考にしながら、慎重に進めていく必要があると考えております。

末吉委員

検討はしないのか。何を検討するのか教えていただきたい。

須田総務部危
機管理監

他市の事例等を見て、要綱等の制定、やはり基準となるというお話もありました、前例となるというお話もありましたので、そういった要綱、基準となるものについて、十分に慎重に検討していきたいということです。

亀山委員

細かいところとなるが、先ほどから避難生活が1年半ということで、長期な避難とある。そこが、1番中心で考えたという発言だったと思う。長

期の避難というのは、どのぐらいのそういったものと捉えているのかお伺いしたい。

須田総務部危
機管理監

県の要綱なども見て確認したのですが、期間の定めは特にありません。例えば、その長期というのが半年なのか1年なのかあるいはそれ以上なのか、というところは特になかったものですから、ただ、前例となるのは先ほども申しあげました原発事故などを想定しているため長期になるものですので、市としては、1年以上は長期であろうと判断をさせていただいたところでは。

杉田委員

前例とするかしないかのところで、今回はかなり稀なケースなので前例にしないような、議場での答弁だったと思うが、今聞いていると、前例にもなってしまうかもしれないので、その都度、似たような事例が起きたときにその都度検討していくというような感じを受けている。そのあたりを、今回は稀で特例だから、このことを今後の、前例としないという考え方なのか。似たような事例が起きたときには、今回のことも含めて検討する考え方なのか。どちらなのか。

須田総務部危
機管理監

確かに、表現の難しい部分もあるのですがけれども、稀なケースということで、おそらく、こういったケースというのはなかなかないということもありますので、それが基準になるかどうかといえ、おそらく、ないので

はないかと考えております。昨日の議案質疑でもありましたけれども、今回の災害対応については、台風21号による災害においてのみ、実施していくということで、今後の発生する災害においての対応の基準とするものではないというふうに決裁に書かせていただいて、今後の災害が起こった場合は、その時々状況に応じて判断するというのでさせていただいたので、実際に起こってしまったところがあるので、その考え方は、こういうことがあったという事実にはなると思うのですけれども、それを基準とするものではないと認識しているところです。

杉田委員

今回は特例で、基本的にはこれを前例とはしないと。基本的にはそういう捉え方でよいか確認したい。

須田総務部危機管理監

御指摘のとおり解釈いただいて結構です。

城下委員

そうは言っても、基準とかそういったものについては、慎重に要綱基準も含めて検討したいという答弁を須田総務部危機管理監はされているので、今回のケースについては、稀な事例だから、こういう形で判断をされているが、今後どんな災害が起きるかわからない。住民の命、暮らしを最優先に守っていくというのは地方自治の本旨なので、そういうところでは、こういった判断もその時々でやらざるを得ないというふうに理解して

提案しているということによろしいか。

須田総務部危

おっしゃるとおりですが先ほど申し上げましたとおり、基準になる制

機管理監

度、そういったものは当然ながら、基本的には考えさせていただきますけ

れども、先ほど申し上げたようなところでその時々で災害の状況を十分に

見て、対応していくということは間違いありません。

城下委員

それと併せて、国や県の現行制度が使い勝手が悪いということでは、も

っと、被害者の思いに添った制度の中身にしていくように、口頭ではいろ

いろと現場も見てもらって、お話をされているようだが、今回のこのケー

スを踏まえて、国、県の方にはそういった充実、拡大の働きかけというの

はされていくのか、確認したい。

須田総務部危

この制度については、埼玉県に何度か当たらせていただいたりとか、ま

機管理監

た、埼玉県全体にアンケートも前回取られたりしたところもあります。そ

ういったところで、市としてはもう少し、今おっしゃられたような、間口

を広げていただくような制度の改正も、というのをお願いしているところ

ではあります。しかしながら、埼玉県全体に影響するということもあり

ますので、その基準を下げるということになると、県の負担や各市の負担

も上がるということで、埼玉県全体でそれが賛同できるかというのはなか

なか難しいところはあるようですけれども、引き続き、市としては、制度

の見直しですとか、そういったところは求めていきたいと考えております。

末吉委員

杉田委員の質疑の中で、これを特例とするかしないかというのは重要な論点だったと思う。決裁に何と書いてあるのか。

須田総務部危機管理監

一部分になりますが、今回の災害対応については、台風21号による災害においてのみ実施していくものとし、今後発生する災害において、対応の基準とするものではなく、災害が起こったその時々状況に応じて判断するものとします。ということで、決裁の最後に、今後の方針というか、そういったものを書かせていただいたところです。ただ、先ほど申し上げましたように、今後、災害が起こる可能性もありますので、現行の国や埼玉県制度は基本としつつも、その点について、要綱等の設置については、慎重にということで進めさせていただきたいということです。

杉田委員

庁内の弁護士と、顧問弁護士、お二人に聞いているわけだが、両方、市で判断すれば問題ないのではないかというようなことだったのか。もう少し、具体的に伺いたい。

須田総務部危機管理監

今なかなか正確に申し上げられることはないのですが、記憶の中でのいうことになってしまうので、そうすると、先ほど申し上げたように、今回

の支払いの根拠となるものが、1つは手続き上の問題ですね。要綱だとか、そういったものでやるのかどうか、というところで、それは、要綱が必ずしも公金の支払いということで、必要というものではないというところも確認させていただいたところですし、今回の見舞金としての参考となるものを埼玉県・市町村被災者安心支援制度を見て、それに準ずる被害であるということで市としては判断させていただきたいということは御相談させていただきました。それに対しては、市として判断することについてそれが違法かどうかということでは、特に問題ないのではないかと、という御意見をいただいたところです。

杉田委員

2人いる弁護士に1人1人聞いているわけで、それで同じ答えなのか。

須田総務部危

趣旨としては同じ御意見をいただいたところです。

機管理監

末吉委員

それは口頭で行ったのか、それとも文書で行ったのか。

須田総務部危

事務的なものでは、メモとして残しております。

機管理監

末吉委員

公文書として残っているのか。お二方分の。

須田総務部危

顧問弁護士には直接、御相談させていただいたので、その結果としての

機管理監

報告はいただいております。また、庁内の弁護士にはメモ的なもの、事務的なものとしての判断といったところで残ってはおります。

杉田委員

埼玉西部消防組合負担金のところで、1人分の給料を負担していて足りなくなったということだが、99万2,367円ということで、金額が大きいのと思う。見込みとして、これだけ見込みがずれた理由を確認したい。

小林危機管理

職員の給与費の負担金については、埼玉西部の構成5市全て、同じ金額

課長

で埼玉西部消防組合が積算をしております。積算根拠が、主査級の職員の給与を基に積算して、それを予算として5市同額で上げておりますことから、当市に派遣されております職員が副主幹という職ですので、そこで毎年、差額が出てしまうところです。

【議案第1号 危機管理課所管部分 質疑終結】

【意見・採決保留】

休 憩（午前10時12分）

（説明員交代）

再 開（午前10時13分）

○議案第1号「平成30年度所沢市一般会計補正予算（第10号）」当委員会所管部分（財務部所管部分）

【補足説明】なし

【質 疑】

城下委員

財政調整基金積立金について、今回この額を積み立てることで、この時点での残高はいくらになるか。

新井財政課長

平成30年度末の残高見込みですが、65億2,772万9,000円です。

城下委員

災害復旧債の02学校施設災害復旧事業債（土留め杭工事等）について、これは山口中学校のことだと思うが、国の補助でどれくらいが総額支給され、市の負担がどれくらい支出されるかというところで、金額を伺いたい。

新井財政課長

この工事自体は02の土留め杭の工事と、01の擁壁の工事の二つに分かれており、両方の事業費の合計は7億3,600万円ほどです。

このうちの4億1,200万円ほどが国庫から入ってきます。これは平成30年度分の国庫分ということで、01の擁壁工事については、30年31年の継続費ですので、31年度の国庫分は含んでおりません。市債につきましては1億8,300万円ほどで、一般財源については1億4,000万円ほどです。

【議案第 1 号 財務部所管部分 質疑終結】

【意見・採決保留】

休 憩（午前 1 0 時 2 0 分）

（説明員交代）

再 開（午前 1 0 時 5 0 分）

○議案第1号「平成30年度所沢市一般会計補正予算（第10号）」当

委員会所管部分

【意見】

杉田委員

議案第1号「平成30年度所沢市一般会計補正予算（第10号）」について、意見を申し上げます。

台風21号災害被災者支援事業について、本来は支出すべき性質のものではないと思われまます。また、弁護士の見解も曖昧であり、今後住民訴訟なども懸念されるところでもあります。しかし、諸事情を総合的に判断し、この支出が今回限りのものであるということを前提に賛成といたします。

城下委員

議案第1号「平成30年度所沢市一般会計補正予算（第10号）」について、日本共産党所沢市議団を代表いたしまして反対の立場から意見を申し上げます。

台風21号の災害被災者支援事業につきましては、国や県の支援対象外であっても、それに準ずる市独自の支援をしたことは地方自治の本旨からも評価するものです。しかし、今回の補正予算の中には、議案第8号の議員報酬の引き上げの関連予算も入っておりますので、これについては認められません。

近藤委員

自由民主党・無所属の会を代表いたしまして、議案第1号「平成30年度所沢市一般会計補正予算（第10号）」に賛成の立場から意見を申し上げ

げます。

今回の台風21号の災害は前例のない災害であり、台風21号災害被害者の支援事業として被害者に対して見舞金を支給することは妥当であるものと判断いたしますので賛成といたします。

【議案第1号 当委員会所管部分 意見終結】

【採 決】

議案第1号当委員会所管部分については、挙手多数により、原案のとおり可決すべきものと決する。

休 憩（午前10時51分）

（説明員退室）

再 開（午前10時53分）

○請願第1号「所沢市におけるパートナーシップの公的認証と性的少数者に関する諸問題への取組に関する請願」

粕谷委員長

審査に当たり、地方自治法第109条第5項の規定に基づき、今後の請願審査において、参考人として小川奈津子氏の出席を求め、意見を伺いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(委員了承)

次に、参考人の出席を求める日時について、3月13日の四常任委員会並行審査日の議案審査終了後、あるいは3月22日の委員会審査予備日の午前9時からのいずれかになろうかと思いますが、これについて意見を求めます。

中委員

3月13日の常任委員会の議案審査終了後でよいと思う。

近藤委員

中委員の言うとおりでよいと思う。

粕谷委員長

それでは3月13日に行うことに御異議ありませんか。

(委員了承)

また、請願審査開始時刻について、意見を求めます。

近藤委員

相手の都合もあるので1日拘束するのもどうかと思う。例えば11時としてはいかがか。

村上委員

概ねということであれば、11時でよいのではないかと。

城下委員

逆に午後からとしてはどうか。いずれにしても、相手の都合もある。

末吉委員

決めてしまうのもどうかと思うが、常任委員会並行審査の終了後になるので、目安の時間はお伝えする必要があると思う。

粕谷委員長

請願第1号については、本日の審査をここまでとし、来る3月13日の議案審査終了後、概ね午前11時頃から引き続き委員会を開催し、地方自治法第109条第5項の規定に基づき、参考人として小川奈津子氏の出席を求め、意見を伺うこととしてよろしいかと。

(委員了承)

散 会 (午前11時2分)